

# 建築物耐震診断業務委託共通仕様書

## 第一章 総則

### (適用)

第1条 この仕様書は、県が所掌する建築物の耐震診断の業務を行う場合に適用する。

2 委託仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。

ただし、委託仕様書の中に相違がある場合、委託仕様書の優先順位は、次の(1)から(3)の順序のとおりとする。

| 順位  | 内容               |
|-----|------------------|
| (1) | 現場説明書及び質問回答書     |
| (2) | 別冊の図面、特記仕様書      |
| (3) | 建築物耐震診断業務委託共通仕様書 |

3 受注者は、前項の規定により難しい場合又は委託仕様書に明示のない場合若しくは疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

### (用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書」とは、福島県建築物耐震診断委託契約書をいう。
- (2) 「契約図書」とは、契約書及び委託仕様書をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行うもので、契約書第4条に定める者をいう。
- (4) 「検査職員」とは、委託業務の完了の検査に当たって、契約書第9条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第5条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「委託仕様書」とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。
- (7) 「仕様書」とは、建築物耐震診断業務委託共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。
- (8) 「特記仕様書」とは、当該委託業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書で、建築物耐震診断業務委託特記仕様書をいう。
- (9) 「現場説明書」とは、委託業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該委託業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- (10) 「質問回答書」とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (11) 「図面」とは、入札等の際して発注者が示した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる設計書等をいう。
- (12) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、委託業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (13) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。

- (14) 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、委託業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (15) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、委託業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (16) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行又は変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (17) 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た委託業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- (18) 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- (19) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (20) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (21) 「提出」とは、受注者が監督員に対し、委託業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (22) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。緊急を有する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (23) 「検査」とは、契約図書に基づき、委託業務の確認をすることをいう。
- (24) 「打合せ」とは、委託業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- (25) 「補正」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
- (26) 「協力者」とは、受注者が委託業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。
- (27) 「対象建築物」とは、耐震診断の対象となる建物をいう。

## 第二章 委託業務の範囲

(委託業務の内容等)

第3条 委託業務の内容等は、特記仕様書による。

## 第三章 業務の実施

(業務の着手)

第4条 受注者は、特記仕様書の定めのある場合を除き、契約締結後7日以内に業務に着手しなければならない。なお、この場合において、着手とは、管理技術者が業務の実施のために監督員と打合せを開始することをいう。

(業務の条件)

第5条 受注者は、業務の着手にあたり、委託仕様書を基に条件を設定し、監督員の承諾を受けなければならない。なお、受注者は委託仕様書に明示されていない条件を設定する必要がある場合には、事前に監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

2 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を示すものとする。また、電子計算機によって診断等の計算を行う場合には、プログラム及び使用機種について事前に監督員と協議し、その承諾を受けなければならない。

(適用基準等)

第6条 受注者は、委託業務の実施にあたって、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。

- 2 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、予め、監督員と協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、適用基準等で市販されているものについては、自らの負担において備えるものとする。

(監督員)

第7条 発注者は、委託業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
- 4 監督員は、緊急の必要がある場合においては、前項に規定にかかわらず、受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとする。この場合において、受注者はその指示等に従うものとする。
- 5 監督員は、前項の指示等を行った場合には、その日から7日以内に書面により受注者に当該内容を通知するものとする。

(管理技術者)

第8条 受注者は、委託業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者の資格要件は特記仕様書による。

(提出書類)

第9条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定めることができる。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(臨機の処理)

第10条 管理技術者は、対象建築物の管理者又は利用者との間に折衝する必要がある場合は、速やかに適切に処置し、直ちにその経緯を監督員に報告しなければならない。

(打合せ及び記録等)

第11条 管理技術者と監督員は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 管理技術者と監督員は、委託業務着手時及び特記仕様書に定める時期において打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(業務計画書の提出等)

第12条 受注者は、委託業務契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程
- (3) 業務実施体制
- (4) 担当(技術)者名簿
- (5) 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
- (6) その他、監督員が必要と認め指示する事項

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。ただし、変更が軽微な場合は、監督員の承諾を受けて変更業務計画書の提出を省略することができる。

4 受注者は、実施工程及び監督員が指示した事項について、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(資料の貸与等)

第13条 発注者は、耐震診断等の業務を行うために必要となる図書その他関係資料等(以下「資料等」という。)がある場合は、これを貸与するものとする。

2 受注者は、貸与を受けた資料等を紛失又は汚損しないよう取り扱うものとし、発注者の承諾を受けずに、これを第三者に貸与又は複製等の行為を行ってはならない。

3 受注者は、貸与された資料等を成果物の提出時に返納するものとする。ただし、発注者より請求があった場合には、委託業務期間中であっても遅滞なく返納しなければならない。

(調査の留意事項)

第14条 受注者は、調査のため対象建築物及びその敷地(以下「対象建築物等」という。)に立入る場合には、当該対象建築物等の管理者に事前に承諾を得るものとし、調査にあたっては、対象建築物等の管理者及び利用者の支障とならないよう努めなければならない。

2 受注者は、対象建築物等への立入りを拒否される等、委託業務を行う上で支障が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、委託業務が円滑に実施できるよう必要に応じ対象建築物等の管理者と協議するものとする。

(一般調査)

第15条 管理技術者は、特記仕様書により、対象建築物等の実状を把握、調査し、監督員にその結果を速やかに報告するものとする。

(特別調査)

第16条 管理技術者は、特記仕様書に示された特別調査を行う場合は、予め、監督員に調査の方法、調査の位置、調査後の復旧方法その他特別調査を行う上で必要な事項を記載した計画書を提出し承諾を受けなければならない。

2 管理技術者は、採取したサンプルが不適当と判断した場合には、監督員と協議するものとする。

(その他の調査)

第17条 管理技術者は、前2条に掲げるもののほか、別に調査を必要と判断する場合は、監督員と協議するものとする。

(耐震診断)

第18条 受注者は、特記仕様書に定められた診断方法により、対象建築物の耐震診断の業務を行うものとする。

(再委託)

第19条 契約書第3条の2に定める「主たる部分」とは、業務における総合的な判断、構造耐震指標の算定及び一般調査並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務は、契約書第3条の2に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。

3 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、業務を一部再委託に付する場合においては、書面にて行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導及び管理のもとに業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、福島県土木部入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(関連する法令、条例等の遵守)

第20条 受注者は、委託業務の実施にあたって、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

(社内審査)

第21条 受注者は、業務終了後、社内審査を行い、速やかに受託業務社内審査結果報告書及び受託業務社内審査結果総括表を監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、特記仕様書により、(一社)福島県建築士事務所協会等が組織する建築物耐震診断判定委員会の判定を受けることとされた場合には、当該委員会の発行した判定書を、前項の報告書に添付しなければならない。

(成果物の提出)

第22条 受注者は、完了検査終了後、委託業務完了届に成果物目録を添付し、提出するものとする。

(成果物の取扱い)

第23条 成果物は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾を受けずにこれを公開し又は他に貸与し若しくは使用等をしてはならない。

(検査)

第24条 受注者は、発注者に対して業務の完了を委託業務完了届により通知する時までに、契約図書により義務付けられた書類の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。

2 発注者は、委託業務の検査にあたって、予め、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この通知があった場合において、受注者は、検査に必要な書類、成果物等を整備しなければならない。

3 検査職員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 委託業務成果物の検査

(2) 委託業務管理状況の検査（委託業務の状況について、書類、記録、写真等により検査を行う。）

(補正)

第25条 受注者は、発注者から補正を求められた場合には、速やかに補正をしなければならない。

2 検査職員は、補正の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて補正を指示することができるものとする。

3 検査職員が補正の指示をした場合には、補正の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

#### 第四章 その他

(関係様式等)

第26条 各条項の届出書、通知書等は、建築関係設計業務委託共通仕様書の様式に準じるものとする。